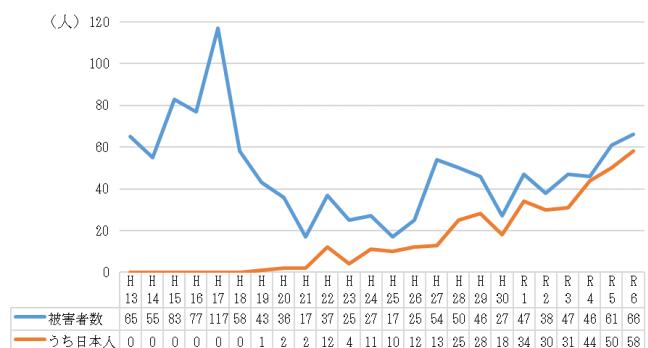


刑法及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案〔人身売買厳罰化法案〕 概要

背景・趣旨

- 平成17年の刑法改正により、当時処罰の対象となっていたいなかった、人身売買（対価の授受を伴って人身を引き渡す行為）について罰則を創設・整備。
- しかし、現在もなお、人身売買等の人身取引が数多く発生しており、近年は被害者数も増加傾向にある（右図）。とりわけ、多くの児童がわいせつ目的の人身取引の被害者となっている。

【図】人身取引事犯の被害者数の推移(H13～R6)



出典：人身取引対策推進会議「人身取引（性的サービスや労働の強要等）対策に関する取組について（年次報告）」(R7.8.26)

⇒加害者を適正に処罰し、人身売買の発生を抑止するため、人身売買罪等の法定刑を引き上げる必要がある。

改正の概要

○人身売買罪・児童買春等目的の人身売買罪の法定刑の引上げ

○刑法（226条の2）の改正

- ・人身買受け 3月以上5年以下の拘禁刑 ⇒ 6月以上7年以下の拘禁刑
- ・未成年者買受け 3月以上7年以下の拘禁刑 ⇒ 6月以上10年以下の拘禁刑
- ・営利目的等人身買受け・人身売渡し 1年以上10年以下の拘禁刑 ⇒ 2年以上15年以下の拘禁刑
- ・所在国外移送目的の人身売買 2年以上の有期拘禁刑 ⇒ 3年以上の有期拘禁刑

○児童買春・児童ポルノ禁止法（8条1項）の改正

- ・児童買春等目的の人身売買 1年以上10年以下の拘禁刑 ⇒ 2年以上15年以下の拘禁刑

刑法及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに 児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

一 刑法の一部改正

- 1 人身買受けの罪の法定刑を「3月以上5年以下の拘禁刑」から「6月以上7年以下の拘禁刑」に引き上げる。
(第226条の2第1項関係)
- 2 未成年者買受けの罪の法定刑を「3月以上7年以下の拘禁刑」から「6月以上10年以下の拘禁刑」に引き上げる。
(第226条の2第2項関係)
- 3 嘗利目的等人身買受けの罪及び人身売渡しの罪の法定刑を「1年以上10年以下の拘禁刑」から「2年以上15年以下の拘禁刑」に引き上げる。
(第226条の2第3項及び第4項関係)
- 4 所在国外移送目的人身売買の罪の法定刑を「2年以上の有期拘禁刑」から「3年以上の有期拘禁刑」に引き上げる。
(第226条の2第5項関係)

二 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律の一部改正

- 児童買春等目的人身売買の罪の法定刑を「1年以上10年以下の拘禁刑」から「2年以上15年以下の拘禁刑」に引き上げる。
- (第8条第1項関係)

三 施行期日等

1 施行期日

この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。
(附則第1条関係)

2 検討

政府は、この法律の施行後3年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
(附則第3条関係)

3 その他

その他所要の規定の整備を行う。

刑法及び児童買春、児童ボルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案

（刑法の一部改正）

第一条 刑法（明治四十年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二百二十六条の二第一項中「三月以上五年」を「六月以上七年」に改め、同条第二項中「三月以上七年」を「六月以上十年」に改め、同条第三項中「一年以上十年」を「二年以上十五年」に改め、同条第五項中「二年」を「三年」に改める。

（児童買春、児童ボルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律の一部改正）

第二条 児童買春、児童ボルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「一年以上十年」を「二年以上十五年」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）

第二条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第三第二号ソ中「第四項若しくは第五項」を「若しくは第三項から第五項まで」に改める。

（検討）

第三条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理 由

近年における人身売買の被害の実情に鑑み、人身売買罪及び児童買春等目的の人身売買罪の法定刑を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

◎刑法及び児童買春、児童ボルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照表

○刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

（人身売買）

第二百二十六条の二 人を買い受けた者は、六月以上七年以下の拘禁刑に処する。

2 未成年者を買い受けた者は、六月以上十年以下の拘禁刑に処する。

3 嘗利、わいせつ、結婚又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、人を買い受けた者は、二年以上十五年以下の拘禁刑に処する。

4 人を売り渡した者も、前項と同様とする。

5 所在国外に移送する目的で、人を売買した者は、三年以上の有期拘禁刑に処する。

現 行

（人身売買）

第二百二十六条の二 人を買い受けた者は、三月以上五年以下の拘禁刑に処する。

2 未成年者を買い受けた者は、三月以上七年以下の拘禁刑に処する。

3 嘗利、わいせつ、結婚又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、人を買い受けた者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。

4 「同上」

5 所在国外に移送する目的で、人を売買した者は、二年以上の有期拘禁刑に処する。

○児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（児童買春等目的人身売買等）	（児童買春等目的人身売買等）
第八条 児童を児童買春における性交等の相手方とさせ又は第二条 第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を描写して児童ポルノ を製造する目的で、当該児童を売買した者は、二年以上十五年以 下の拘禁刑に処する。	第八条 児童を児童買春における性交等の相手方とさせ又は第二条 第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を描写して児童ポルノ を製造する目的で、当該児童を売買した者は、一年以上十年以下 の拘禁刑に処する。
2・3 「略」	2・3 「同上」

○組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）（抄）（附則第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

（テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画）

改正案

現行

（テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画）

第六条の二〔同上〕

第六条の二 次の各号に掲げる罪に当たる行為で、テロリズム集団その他の組織的犯罪集団（団体のうち、その結合関係の基礎としての共同の目的が別表第三に掲げる罪を実行することにあるものをいう。次項において同じ。）の団体の活動として、当該行為を行するための組織により行われるもの遂行を二人以上で計画した者は、その計画をした者のいずれかによりその計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を行するための準備行為が行われたときは、当該各号に定める刑に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

一 別表第四に掲げる罪のうち、死刑又は無期若しくは長期十年を超える拘禁刑が定められているもの 五年以下の拘禁刑
二 別表第四に掲げる罪のうち、長期四年以上十年以下の拘禁刑
が定められているもの 二年以下の拘禁刑

254 [略]

254 [同上]

別表第三（第六条の二関係）

一　〔略〕

二イヽレ　〔略〕

ソ　刑法第二百二十四条（未成年者略取及び誘拐）、第二百二十
五条（営利目的等略取及び誘拐）、第二百二十六条（所在国外
移送目的略取及び誘拐）、第二百二十六条の二第一項若しくは
第三項から第五項まで（人身売買）、第二百二十六条の三（被
略取者等所在国外移送）又は第二百二十七条第一項、第三項
若しくは第四項（被略取者引渡し等）の罪

ツヽム　〔略〕

三ヽ九十三　〔略〕

別表第四（第六条の二関係）

一　別表第三に掲げる罪（次に掲げる罪を除く。）

イヽニ　〔略〕

二ヽ六　〔略〕

別表第三（第六条の二関係）

一　〔同上〕

二イヽレ　〔同上〕

ソ　刑法第二百二十四条（未成年者略取及び誘拐）、第二百二十
五条（営利目的等略取及び誘拐）、第二百二十六条（所在国外
移送目的略取及び誘拐）、第二百二十六条の二第一項、第四項
若しくは第五項（人身売買）、第二百二十六条の三（被略取者
等所在国外移送）又は第二百二十七条第一項、第三項若しく
は第四項（被略取者引渡し等）の罪

ツヽム　〔同上〕

三ヽ九十三　〔同上〕

別表第四（第六条の二関係）

一　〔同上〕

イヽニ　〔同上〕

二ヽ六　〔同上〕